

大阪・関西万博 デザインシステム (ID) 二次創作ガイドライン

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます。）は、2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」といいます。）の「EXPO 2025 Design System」を構成するデザインエレメントのうち、個のいのちを表す「ID」についてのみ、皆様に二次創作活動をより多くの方に楽しんでいただきたと考え、以下の通り、IDの二次創作に関するガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）を定めます。

皆様は、IDの二次創作活動を行うことによって、本ガイドラインに同意したものとみなされます。本ガイドラインにご同意いただけない場合は、IDの二次創作は控えていただくようお願いいたします。

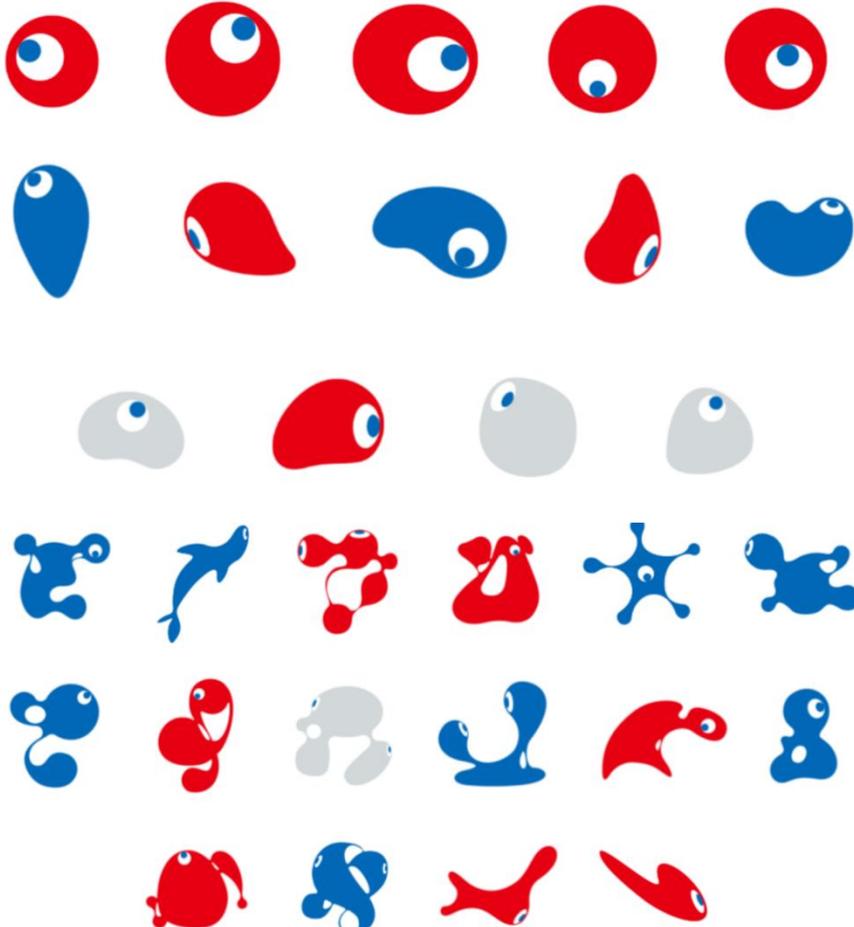
第1条（定義）

1. 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 「ID」

大阪・関西万博公式ロゴマークをもとに制作した下記デザインシステム (ID) をいいます。

記



(2) 「二次創作活動」

個人（法人格のない団体を含む）が、営利を目的とせずに、IDの二次創作物を創作する活動をいいます。

(3) 「二次創作物」

IDを変更、切除、改変して創作された一切の著作物（二次的著作物を含みますが、これに限られません。）をいいます。

(4) 「利用者」

二次創作物を創作しまたは利用する者をいいます。

2. その他の用語の意義および解釈については、本ガイドラインに別段の定めがある場合を除き、著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に従うものとします。

第2条（協会の有する権利）

1. IDは、協会がその著作権を有する著作物であり、著作権法その他の適用法令によって保護されています。
2. 協会は、IDの二次創作物について、二次創作物の創作者が有するものと同一の種類の権利を有するものとします。

第3条（利用許諾）

1. 協会は、IDについて、本ガイドラインに従い、二次創作活動および二次創作物を複製及び公衆送信することを、非営利目的かつ個人的な利用の場合に限り、非独占的に許諾いたします。

【本ガイドラインで許諾される使用例】（第4条の禁止事項には従っていただきます）

- ・ 営利を目的とすることなく、個人的に楽しむために作成された、IDに似たデザインの商品（絵画、デジタル画像、ぬいぐるみ、衣装等）を作成すること
- ・ 作成した二次創作物の画像や動画を、営利を目的とすることなく個人のSNSや個人ブログに投稿すること

【本ガイドラインで許諾されない使用例】

- ・ 営利を目的とするか否かにかかわらず、二次創作物がデザインされたTシャツやぬいぐるみその他のグッズを販売、配布、貸与すること
- ・ 企業や事業の宣伝広告や販売促進等に二次創作物を使用すること

2. 前項の利用許諾の範囲についての個別のご相談は以下の窓口にお問い合わせください。

【使用に関する問い合わせ先】

2025 大阪・関西万博マスターライセンスオフィス
info@expo2025mlo.jp

【著作権・商標権に関する問い合わせ先】

(公社) 2025 年日本国際博覧会協会 事務局

license-office@expo2025.or.jp

3. 協会は、個人（法人格のない団体を含む）に対してのみ、前項の許諾を行います。
4. 二次創作物の公開を行う場合は、二次創作物とともに、二次創作物であることを明記してください。
5. 協会が本条で許諾した権利を第三者に再許諾することはできないものとします。
6. 二次創作物については、本ガイドラインで許諾される利用のほか、著作権法で認められている自由利用を行うことができます。
7. 本利用許諾は、ID以外の他の著作物等の知的財産の利用を利用者に許諾するものではなく、また、本ガイドラインで明確に利用許諾されているもの以外の利用を利用者に許諾するものではありません。

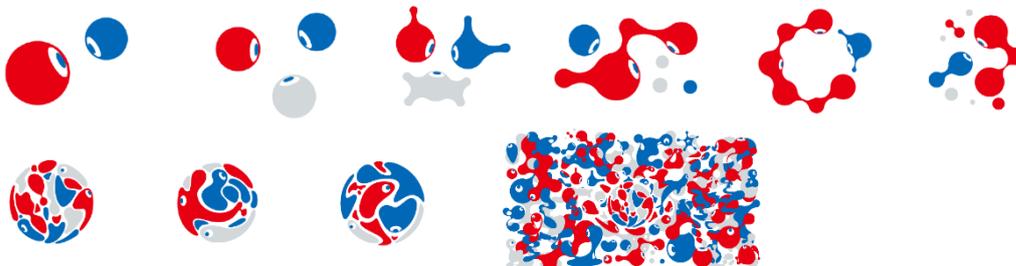
第4条（禁止事項）

利用者は、前条に定める二次創作活動および二次創作物の公開にあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 二次創作物を営利目的（広告・宣伝目的も含みます。）で利用し、または二次創作物に関し、名目のいかんを問わず、対価（費用相当額のみの場合も含みます。）を徴収し、または報酬を受けて自ら利用しまたは第三者に利用させること
- (2) 有償無償を問わず二次創作物を第三者に譲渡または貸与すること
- (3) IDをそのままの形で自ら創作したものとして利用すること
- (4) 二次創作活動および二次創作物の公開により、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害すること
- (5) 協会が著作権を保有するデザインシステム（協会IP）と類似したものを創作すること。また、大阪・関西万博の会場内の装飾に類似したものを創作すること。

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250412-03/>

【協会IPの一例】



※その他、協会が著作権を保有するデザインシステムについては、下記を参照ください。デザインシステム https://www.expo2025.or.jp/overview/design_system/

- (6) 利用者やその二次創作物が協会や大阪・関西万博から協賛・推奨・推薦・公認・提携等を受けているものと示すなど、利用者が協会や大阪・関西万博と特別の関係を有しているものと示すこと／関係があると誤解させるように示すこと
- (7) IDを含むデザインシステムや大阪・関西万博のイメージを損なうこと、または二次創作物の創作者などの第三者の名誉声望や品位等を傷つけること
- (8) 以下に掲げる態様で二次創作活動を行い、または二次創作物を公開すること
 - ① 法令または本ガイドラインに違反し、そのほか公序良俗に反するもの
 - ② 他者を誹謗中傷し、または侮辱するもの
 - ③ 特定の思想もしくは信条を助長もしくは批判し、または宗教的もしくは政治的メッセージを発信するもの
 - ④ 二次創作物について協会の公式デザインであるとの誤解を招くもの
 - ⑤ その他協会が不適切であると判断するもの

第5条（協会による二次創作物の利用）

利用者が二次創作物の公衆送信を行った場合、協会は、当該二次創作物を無償かつ地域・期間・媒体の制限なく複製、公衆送信等して紹介すること（この場合、作品の同一性を損なわない範囲で修正することがあります。）ができるものとします。

第6条（免責）

- 1. 協会は、IDの二次創作物に関し、第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないことその他いかなる保証もいたしかねます。
- 2. 本ガイドラインまたは本ガイドラインに基づくIDおよびその二次創作物の利用により損害が発生した場合であっても、協会に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第7条（本ガイドラインの変更・終了等）

- 1. 協会は、協会が必要と判断した場合、本ガイドラインを適宜変更できるものとします。
- 2. 本ガイドラインを変更する場合には、本ガイドラインを変更すること、変更後の内容および変更の時期について、変更の前に協会ウェブサイト等での公表その他の適切な方法により周知するものとします。
- 3. 本ガイドラインの変更後におけるIDの二次創作活動をもって、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされます。
- 4. 協会は、いつでも、本許諾または本ガイドラインを停止または終了させることができるものとします。

第8条（ガイドライン違反に対する措置）

- 1. 本ガイドラインの条項に違反して二次創作活動を行った者（以下「違反者」といいます

す。)については、本ガイドラインに違反した時点から、本ガイドラインに基づくIDの利用許諾が取り消されます。

2. 前項の場合、違反者は、直ちに、自己の創作した二次創作物のすべてを破棄または削除しなければなりません。
3. 利用者が本ガイドラインに違反したものと協会が判断した場合、協会は、当該利用者に対して、二次創作物の利用を中止するよう求める場合があります。その場合、当該利用者は、二次創作物の利用を直ちに中止するものとします。
4. 協会は、前三項により違反者・利用者に損害が生じた場合であっても、協会に故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第9条（準拠法・管轄）

1. 本ガイドラインは、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。
2. 本ガイドラインに関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（雑則）

1. 本ガイドラインは日本語によって提供いたします。本ガイドラインのその他の言語への翻訳は参照のためのものに過ぎず、本ガイドラインの日本語版と翻訳との間に齟齬がある場合には日本語版が優先されるものとします。
2. IDに関する本ガイドラインに記述のないすべての権利は、協会が留保いたします。

附則

1. 2026年3月30日制定